

機械譲渡時等における機械の危険情報の提供の促進に係る 労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

1 改正の背景

労働災害の約 1/4 を占める機械災害を減少させることが、重要な課題となっている。この機械災害の防止のためには、機械を使用する事業場（以下「機械ユーザー」という。）において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条の 2 により事業者の努力義務とされている危険性又は有害性の調査（以下「リスクアセスメント」という。）及びその事後措置を実施することが有効である。しかしながら、機械ユーザーにおいて機械のリスクアセスメントを適切に実施するに当たり必要な機械の危険情報について、機械譲渡者又は機械貸与者（以下「機械譲渡者等」という。）から分かりやすい形で確実に提供されていないことが、機械ユーザーがリスクアセスメントを実施する際の障害となっている。

このため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）において、機械の危険情報を機械譲渡者等から機械ユーザーへ提供することについて努力義務規定を設けるとともに、それらの具体的方法について指針を示すこととする。

2 改正の内容

（１）機械譲渡者等は、次の事項を、機械ユーザーに通知するよう努めなければならないこととする。

- ア 型式又は製造番号その他の機械を特定するために必要な事項
- イ 労働者に危険を及ぼし、又は機械の使用により労働者の健康障害を生ずるおそれのある部分
- ウ イに掲げる部分により危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれのある作業
- エ イの部分及びウの作業による最も重度である危険又は健康障害の程度
- オ その他参考となる事項（作業に必要な資格・教育の情報、機械ユーザーが実施すべき保護方策の内容等）

（２）（１）の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、厚生労働大臣は、指針を公表することができる。

なお、指針の内容としては、主に次の事項を予定している。

- ア 機械の危険情報の作成者
- イ 機械の危険情報の提供時期、提供者
- ウ 明瞭に情報を提供するための方法
- エ 情報の提供等に当たり配慮すべき事項

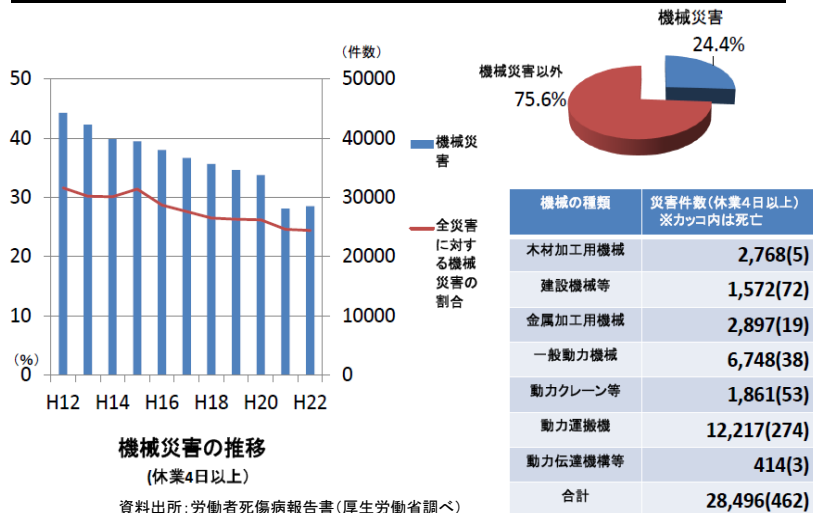
3 公布日等

（１）公布日：平成 24 年 2 月上旬（予定）

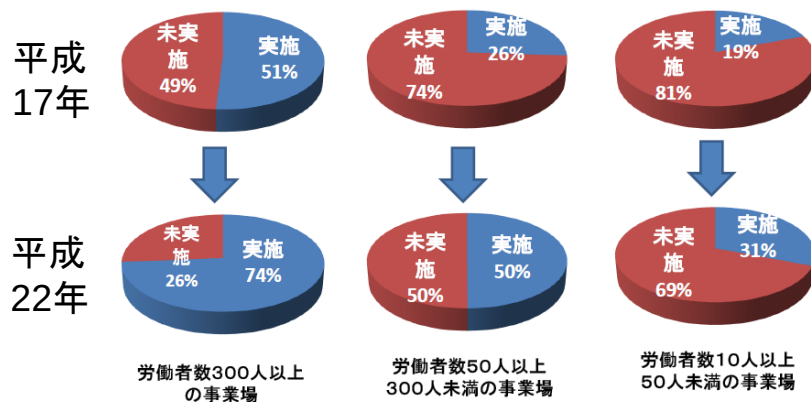
（２）施行日：平成 24 年 4 月 1 日

機械災害の現状とリスクアセスメントを行う際の問題点

- ・全労働災害における約1/4が機械災害
- ・死亡災害や身体に障害が残る災害も多い



- ・この5年でリスクアセスメント実施率は増加
- ・中小規模事業場における実施率は低迷



機械危険情報の提供・入手状況

情報の提供側(メーカー)

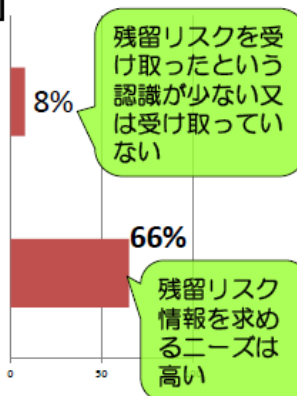
1. 機械本体に警告ラベル等を貼付	93.2%
2. 取扱説明書に記載	88.3%
3. 試運転や引き渡し時に説明	66.3%
4. 随時要求があれば説明	33.0%
5. 残留リスク情報リスト等の文書	12.9%
6. その他の方法	4.2%
7. 情報の提供は行っていない	0.4%

情報の入手側(ユーザー)

リスクアセスメントを実施していないユーザーにおいても、**6割強が残留リスク情報を要望**

残留リスク情報を受け取ったと認識している機械ユーザー

残留リスク情報の提供を今後必要としている機械ユーザー



資料出所: 「機械包括安全指針に基づく機械設備に係る表示制度及び「使用上の情報」の提供を促進するための制度の検討に関する報告書」(平成21年度中央労働災害防止協会)

機械のリスクアセスメント実施の際のボトルネックとなっている残留リスク情報の提供を促進することで、中小規模事業場における機械のリスクアセスメントの実施が促進される。

機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進

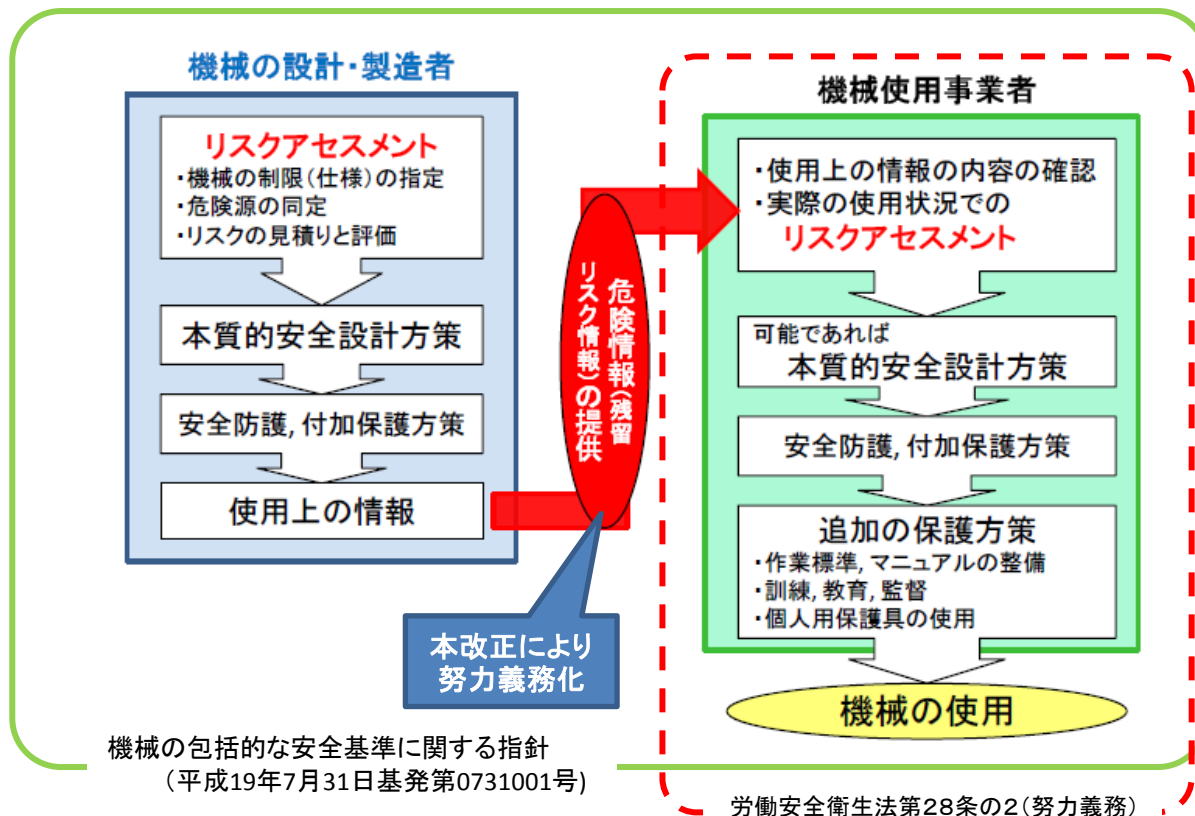
背景・現状

- ① 機械災害は全労働災害の約1/4を占めており、更なる機械災害の減少が求められる。
- ② 事業者による機械のリスクアセスメントを適切に実施するため、製造者等による機械危険情報の提供が不可欠。

今後の方向性

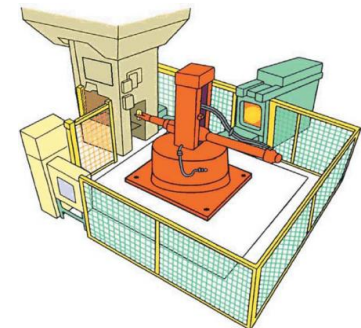
機械の製造者等に対して、機械の危険情報(残留リスク情報)の提供の努力義務化

労働安全衛生法第28条の2に基づく事業者による機械のリスクアセスメントの普及・定着



機械の危険情報 (残留リスク情報等)

- ① 型式、製造番号等
- ② 労働者に危険を及ぼし、又は機械の使用により労働者の健康障害を生ずるおそれのある部分(機械の危険源の情報)
- ③ ②の部分により危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれのある作業
- ④ ②の部分及び③の作業による最も重度である危険又は健康障害の程度
- ⑤ その他参考事項



化学物質の危険有害性情報の提供の促進に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

1 改正の背景

化学物質は、産業において重要かつ有用なものであるが、その取扱いや管理方法を誤ると労働者の安全又は健康に重大な悪影響を及ぼしうるものが少なくない。また、化学物質の危険有害性は物質ごとに異なるものであり、その危険有害性を踏まえ、リスクの程度に応じて適切な対策を講じることが必要である。このため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）において、特に危険又は健康障害を生じるおそれのある物質について、ラベル表示及びMSDS交付により、譲渡提供者（化学物質を譲渡し、又は提供する者をいう。以下同じ。）から譲渡提供先（譲渡提供者が、化学物質を譲渡し、又は提供する相手方をいう。以下同じ。）への危険有害性情報の提供を義務付けており、ラベル表示については 104 物質、MSDS 交付については 640 物質をそれぞれ対象としている。

今般、事業場で多様な化学物質が用いられている現状や新規の化学物質が多く導入されている現状を踏まえ、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（以下「危険有害化学物質等」という。）についても、ラベル表示及びMSDS交付による譲渡提供者から譲渡提供先への危険有害性情報を伝達することについて努力義務規定を設けるとともに、それらの具体的方法について指針を示すこととする。

2 改正の内容

- ① 危険有害化学物質等（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 18 条各号に掲げる物を除く。）を容器等に入れて譲渡し、又は提供する者は、次のものを容器等に表示するよう努めなければならないこととする。
 - ア 名称
 - イ 成分
 - ウ 人体に及ぼす作用
 - エ 貯蔵又は取り扱い上の注意
 - オ 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号
 - カ 注意喚起語
 - キ 安定性及び反応性
 - ク 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章
- ② 危険有害化学物質等を容器等に入れずに譲渡し、又は提供する者は①アからクまでのものを記載した文書を譲渡提供先に交付するよう努めなければならないこととする。
- ③ 特定危険有害化学物質等（危険有害化学物質等（法第 57 条の 2 第 1 項の通知

対象物を除く。)をいう。)を譲渡し、又は提供する者は、次の事項を記載した文書等を譲渡提供先に通知するよう努めなければならないこととする。

ア 名称

イ 成分及びその含有量

ウ 物理的及び化学的性質

エ 人体に及ぼす作用

オ 貯蔵又は取り扱い上の注意

カ 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

キ 通知を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号

ク 危険性又は有害性の要約

ケ 安定性及び反応性

コ 適用される法令

サ その他参考となる事項

④ ③により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書等により、変更後の事項を譲渡先に通知するよう努めなければならないこととする。

⑤ ①～④の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、厚生労働大臣は、指針を公表することができる。

なお、指針の内容としては、主に次の事項を予定している。

ア 譲渡提供者による表示

イ 譲渡提供者によるMSDSの交付等

ウ 事業場内における表示及びMSDSの作成

エ MSDSの掲示等

3 公布日等

(1) 公布日：平成24年2月上旬（予定）

(2) 施行日：平成24年4月1日

化学物質の危険有害性情報の伝達の充実・強化

背景・現状

- ① 化学物質等に起因する労働災害が、600～700(件/年)程度発生
- ② 容器等に化学物質等の危険有害性の表示があれば防止し得たと思われる災害が30件/年程度発生
- ③ 有害な化学物質を取り扱う事業場で、化学物質のリスクアセスメント実施率は半数以下
- ④ 化学物質管理の国際動向として、すべての危険有害な化学物質の譲渡提供者に対して、川下使用者に当該化学物質に関する情報提供を義務化（欧州REACH規則、CLP規則）

今後の方向性

職場において使用されるすべての危険有害な化学物質※¹の危険有害性情報を広く関係者に伝達（努力義務）

- ① 譲渡提供時のラベル表示や化学物質等安全データシート（MSDS※²）の交付
- ② 事業場内で取り扱う容器等についてラベル表示の実施



リスクに基づく自主的な化学物質管理の促進

譲渡提供者



表示



MSDS

職場において使用されるすべての危険有害な化学物質(新設)

譲渡提供先



事業場内での容器等への表示(指針により指導)



表示・文書交付等の対象物質

譲渡提供時の表示の義務
(104物質)

譲渡提供時の文書交付の義務
(640物質)

職場において使用されるすべての危険有害な化学物質について

- ① 譲渡提供時の表示及びMSDS交付
- ② 事業場内で取り扱う容器等にラベル表示

※¹ 国連の基準により、危険有害とされる化学物質

※² 危険有害な化学物質に関する情報(名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等)を通知するために販売業者等から交付される文書